

教育委員会の点検・評価結果について

1 点検・評価の目的

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条において、平成 20 年度から、すべての教育委員会はその権限に属する事務の管理及び執行の状況について毎年点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、公表することが義務付けられている。

本市では平成 24 年度から「横須賀市教育振興基本計画（平成 22 年度策定）」で示した施策体系に基づいて点検・評価を行っており、本年度も同様の形で「教育委員会点検・評価報告書案（平成 27 年度対象）」を作成した。

2 点検・評価の方法

「横須賀市教育振興基本計画」における重点課題に対応する主な事業を中心、「学校教育編」、「社会教育編」、「スポーツ編」と 3 つに区分された各編の関連事業、目標指標の計画に対する実績を基に、教育委員会で点検・評価を実施した。

評価に当たっては、客観性を確保するために、外部の学識経験を有する方から施策や事業についてご意見をいただいた。

3 点検・評価の流れ

- (1) 教育委員会事務局において点検書を作成
- (2) 点検書について、学識経験者から意見聴取
- (3) 点検書及び学識経験者の意見を踏まえて、教育委員会事務局において評価案を作成
- (4) 教育委員会定例会において、点検・評価報告書の確定
- (5) 市議会報告
- (6) 市民公表

4 点検・評価の結果

別添 別冊「教育委員会点検・評価報告書（案）」のとおり

※ 参考

目標・施策に基づく関連事業における事業・行動計画実施状況

		総数	27年度において計画どおり実施した数
学校教育編	関連事業	6 6	6 5
	行動計画	1 6 5	1 6 4
社会教育編	関連事業	5 3	5 3
	行動計画	1·6 5	1 6 5
スポーツ編	関連事業	2 3	2 2
	行動計画	5 2	5 1
合計	関連事業	1 4 2	1 4 0
	行動計画	3 8 2	3 8 0